平松　仁
従七位に叙する（以上四月十四日）
柳井　慶治
従六位に叙する（四月十六日）

○叙勲

重村　旦
旭日双光章を授ける
松坂萬太郎
旭日単光章を授ける（以上四月十日）
飯塚　忠也　河内　喜和
眞田　善作　了舟　和弘
旭日単光章を授ける（各通）（四月十一日）
岡村　律　田中　昭人
（甲賀市議会議員）　中西弥兵衛
旭日単光章を授ける（各通）（四月十二日）
（横浜国立大学名誉教授）　城所　正
瑞宝中綬章を授ける
川上　修　鈴木　哲
曽我　和喜　瀧浪　宏教
（三等陸佐）　竹中　勝彦
二宮　定治　山下　堅
瑞宝双光章を授ける（各通）
尾本　秀夫　清嶋　敏弘　小松　幸藏
小山　克己　斉藤　道明　鮫島　英弘
田代茂太郎　原田　誠一　宮下　正明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十日）
宇野　哲丸　川上　啓治　中島　晃
瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊瀬富士一　岡　邦彦　勝野　清夫
岸　龍一　小山　勇　櫻井　守
竹村　武宣　細川　勝信　堀井　法子
山岡　清男
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩城　静爾　大峠　房夫　佐藤　信秋
関森　勝正　田川　正夫　福間　照美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十一日）
鮎川　照夫　生田　米男　打田　武
金澤　惇　久後　亮造　中嶋　秋夫
福山　英俊　山崎　基之　山平　純久
瑞宝双光章を授ける（各通）
金井　徹　丸川　淳　水野　好夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十二日）
青山　博
瑞宝小綬章を授ける
中島　五郎　難波　省三
瑞宝双光章を授ける（各通）
叶　克也
瑞宝単光章を授ける（以上四月十三日）
諸橋　功
瑞宝小綬章を授ける
菅原　勝美　平松　仁
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十四日）
谷内　眞次
瑞宝単光章を授ける（四月十五日）
柳井　慶治
瑞宝双光章を授ける（四月十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、大韓民国大統領文在寅閣下の大統領就任につき、五月十五日御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成29年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、平成29年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

平成29年５月18日　環境大臣　山本　公一

1　試験期日　平成29年10月22日（日曜日）

2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　浄化槽概論

⑵　浄化槽行政

⑶　浄化槽の構造及び機能

⑷　浄化槽工事概論

⑸　浄化槽の点検、調整及び修理

⑹　水質管理

⑺　浄化槽の清掃概論

4　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類（受験申請書等）を提出すること。

ア　受験申請書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第６号により作成すること。裏面に受験料の「払込受付証明書」を添付すること。）

イ　写真（申請前６月以内に、脱帽して正面から撮影した本人を確認できる背景無地の上半身像で、縦６センチメートル、横４センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

ウ　受験票送付用の返信用封筒（受験者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、82円切手を貼付すること。）

⑵　受験申請書等の受付期間及び提出場所

ア　受験申請書等は、平成29年７月３日（月曜日）から８月８日（火曜日）までに、公益財団法人日本環境整備教育センター（郵便番号　130－0024　東京都墨田区菊川２－23－３、電話番号03（3635）4881）に提出すること。

イ　受験申請書等を直接持参する場合の受付期間は、アの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後４時までとする。

ウ　受験申請書等を郵送する場合は、「浄化槽管理士試験受験申請書類在中」と朱書きして、簡易書留とすること。この場合、平成29年８月８日（火曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ　受験申請書等を受理した後は、原則として受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料　受験手数料は20,200円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付すること。

なお、受験申請書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

6　合格者の発表　試験終了後２月以内に、合格者の受験番号を官報並びに公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに掲載して発表するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には不合格の旨を通知する。

7　その他　受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年５月18日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

1　処分をした年月日　平成29年４月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ミヤマ　佐藤　良子　福島県郡山市三穂田町山口字前川原117　国土交通大臣許可（般―24）第24678号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第２０８号

愛知県知多郡東浦町大字藤江字大坪48―31
申立人　荒川　和美
本籍愛知県岡崎市小針町字三九郎15番地、最後の住所愛知県岡崎市井田町星九田20番地、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日平成27年12月11日、出生の場所愛知県愛知郡豊明町、出生年月日昭和43年７月26日、職業不明
被相続人　亡　牧　美幸
事務所愛知県岡崎市竜美北１－５－７　コーポ村上２階　竜美北法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中倉　秀一

名古屋家庭裁判所岡崎支部